生活保護法施行細則の一部改正について

１　趣旨

　　生活保護法施行細則（昭和31年10月29日規則第79号）について、実務上必要であるため当該規則で定める様式の一部を改正する予定です。

　　このため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要項に基づいて市民へ意見公募を　　　実施します。

２　改正の概要

　　生活保護法施行細則の第２条第２項第４号の給与証明書（第６号様式）の摘要欄に「支給方法」欄を追加します。

３　改正理由

　　要保護者からの収入の届け出にあたり、より正確な根拠資料として支給方法の確認が必要となる場合があるため。

４　施行予定日

　　公布の日から施行します。